

入札監理小委員会における審議の結果報告 中央合同庁舎第5号館の管理・運營業務

中央合同庁舎第5号館の管理・運營業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成26年4月から平成29年3月までを期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点①】

一者応札であったことから、実施要項等を見直す必要があり、新プロセスへは移行しないこととする。具体的には、競争性の確保の観点から、民間競争入札の業務範囲及び入札参加資格等について検討が必要である。また、応札可能な民間事業者へのヒアリング、設備等の補修履歴等積極的な情報開示、国庫債務負担行為を活用し、十分な調達スケジュールを確保する等により、多くの民間事業者の入札への参加を促すことに努める必要がある。

【対応】

- ・業務範囲や入札参加資格等について見直した。

競争参加資格の緩和（10頁）

A又はB ⇒ A、B又はC

I S O 認証取得要件の削除（11-12頁）

（電気・機械設備等の運転・監視及び点検保守管理業務、警備保安業務、清掃等業務）

清掃等業務における元請での実績面積の緩和（11頁）

延床面積 10 万㎡以上かつ清掃面積 6 万 7 千㎡以上 ⇒ 清掃面積 6 万㎡以上

従業員の資格要件の緩和（194, 196, 197頁）

技術員（ボイラー）、技術員（中水道設備）、警備員

- ・前回よりも事業者の入札検討のための準備期間を約2週間多く確保（11頁）。

【論点②】

利用者の満足度を図るための定量的な目標値を定めアンケートでモニタリングすること等確保されるべきサービスの質の一層適切な設定について検討することが必要である。

【対応】

快適性の確保として、施設環境に関するアンケート（7頁、別紙6：242-243頁）を実施することとし、満足度を指標として設定した。

2. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準について

【論点】

加点項目のうち、「やや劣る」についても加点しているが、普通より劣っているのであれば、加点する必要はないのではないか。

複数の提案があった場合にのみ加点するということを何らかの形で記載すべきなのではないか。

【対応】

別紙9（252頁）[採点（加点）基準]のうち、「やや劣る」を「やや優れている」に修正し、「普通」と「やや優れている」のランクを入れ替え、「具体的でありかつ効果的な提案が、1項目につき複数あった場合には、相応の評価を行う。」の一文を[採点（加点）基準]及び実施要項（14頁）に加えた。

3. 意見募集結果等について

平成25年9月27日から10月24日間の意見募集の結果、6者から仕様書の内容について23件の意見が寄せられた。意見を踏まえ、作業箇所及び作業人員の具体化、法令名称、植栽業務における農薬の使用薬剤とその方法等14件について、必要な修正を行った。（79頁、96頁、196頁、207頁、221-223, 225頁）

更に、厚生労働省一般会計公共調達委員会の指摘を踏まえ、実施要項（案）の入札参加資格の緩和及び追加、再委託の取扱い、引継ぎ方法等、必要な修正を行った。（10頁、19頁、21頁、252頁）。

以上